



丹波市周遊バス旅行促進事業補助金 Q&A



①	Q1	「全国旅行支援」を伴う旅行は対象になりますか。
	A1	国や都道府県(兵庫県)が新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施する観光需要喚起策は、当補助金と併用可能です。
②	Q2	補助金の利用条件に市内の観光施設を2か所以上又は、市内の道の駅1か所+観光施設1か所以上とありますが、訪問する施設に有料や無料のルールはありますか。
	A2	訪問する施設に有料や無料のルールはありません。 例：桂谷寺+道の駅おぼあちゃんの里2か所、高源寺+水分れフィールドミュージアム2か所
③	Q3	団体申請での申請を予定しています。団体の代表者である個人名義の口座へ振込は可能でしょうか。
	A3	個人名義への振込はできません。そのため、団体名義(旅行する団体)の口座へ振込となります。
④	Q4	丹波市外発着で、丹波市内の観光地2箇所を訪問し、丹波市内で昼食を取り、宿泊は城崎温泉の行程ですが、補助金の対象になりますか。
	A4	対象となります。
⑤	Q5	旅行実施まで時間がありません。交付決定書は申請してからすぐに交付してもらえますか。
	A5	旅行実施予定日の1週間前まで申請書を提出ください。
⑥	Q6	申請書類各種は電子メールでの提出でも可能でしょうか。
	A6	可能です。丹波市HPに申請書類関係のデータを添付しております。必要事項を記入し、観光課まで電子メールで送付ください。

⑦	Q7	過去に補助金を利用したことがあります。再度、振込先の用紙の提出は必要ですか。
	A7	登録内容に変更がなければ債権者登録申請書の提出は不要です。実績報告時に提出いただく請求書については提出をお願いします。
⑧	Q8	バス旅行代金の見積書とはどんなものですか。
	A8	実施予定の旅行に使用されるバスの利用料金が確認できるものです。例：運送引受書、御見積書など
⑨	Q9	旅行で利用するバスの台数によって補助金額は変わりますか。
	A9	バス台数で補助金額は変わりません。丹波市周遊バス旅行促進事業補助金は金額は一律です。
⑩	Q10	実績報告時に日付入り写真が必要とのことですが、スマートフォンで撮影すると日付が写真に表示されません。その場合はどうしたら良いでしょうか。
	A10	参考事例を下記に示します。 ①日付表示のカメラアプリを使用する。②撮影時に日付が分かるものと一緒に撮影(日付入りの腕時計など) ③訪問先の名称が分かる場所で撮影(参加者含む)+その場所での領収書(写し)などを添付。④日時が表示されている状態でスクリーンショットを撮る(スクリーンショットの写真を添付)。
⑪	Q11	補助金の利用を申請したが、旅行の実施日が1か月以上延期となりました。その場合の手続きはどうすればよいか。また、中止になった場合はどうすればよいか。
	A11	丹波市HPに掲載している「変更書類(中止書類)」を作成、提出ください。書類をお預かり後、観光課から通知書を送付いたします。通知書を受領後、手続き終了です。
⑫	Q12	申請書が団体申請と旅行業者申請の2種類ありますが、どのように使い分けたらよいでしょうか。
	A12	丹波市周遊バス旅行促進事業補助金の申請者が「団体(丹波市へ旅行に行かれる団体)」の場合は「団体申請」を使用してください。旅行業者が、団体に代わり申請される場合は「旅行業者申請」を使用してください。

⑬	Q13	バスを借り上げて旅行するのですが、運転手はなしです。旅行主催の団体が運転します。そのような場合でも補助金は対象となりますか。
	A13	対象となります。但し、バスを運転可能か確認させてもらう必要があります。申請時に運転者の免許書の写しを添付ください。※名前と種類、免許証番号、顔写真以外は塗りつぶし可能です。
⑭	Q14	募集型企画旅行も補助対象となりますか。
	A14	対象となります。
⑮	Q15	年に何度か旅行を計画しているのですが、申請回数に限度はありますか。
	A15	年度内3回が申請限度となります。